



# 宮 崎 県 公 報

平成21年10月9日 (金曜日) 号外 第 69 号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
 合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 2		○宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例… (長寿介護課) 4
○宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例…………… (福祉保健課) 3		○宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例…………… (こども政策課) 5
○宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例… (長寿介護課) 4		○宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例 (環境森林課) 5
		○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 5
		○宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例…………… ( ) 6
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 6

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

土壌汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業許可申請手数料を新設するとともに、菌科技工士法等の改正により、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 (条例第39号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例 (条例第40号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例 (条例第41号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

介護職員の処遇の改善等により介護保険法に基づく制度の円滑な運営を図るため、宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

安心して子どもを生み育てられる社会づくりを推進するため、宮崎県安心子ども基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 改正の理由及び主な内容  
地域における地球温暖化対策等の取組みを支援することを目的に国において創設された地域グリーンニューディール基金事業を実施するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 改正の理由及び主な内容  
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の新設及び県立高原高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日  
この条例は、平成22年1月1日から施行することとしました。ただし、県立高原高等学校に関する部分は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例（条例第45号）

1 制定の理由及び主な内容  
経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会を確保するために授業料減免事業及び奨学金事業に係る資金の拡充を図るため、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金を設置することとしました。

2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 改正の理由及び主な内容  
銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化として75歳以上の者に対する認知機能検査が導入されること等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日  
この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第38号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(94) [略]</p> <p>(95)～(120) [略]</p> <p>(121) 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験の実施 歯科</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(94) [略]</p> <p><u>(94)の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 汚染土壌処理業許可申請手数料</u></p> <p>(95)～(120) [略]</p> <p>(121) 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施</p>

技工士試験手数料

(122) 歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第16条の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付 歯科技工士試験合格証明書交付手数料

(123)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
94	[略]			
[略]				
121	歯 科技工 士試験 手数料		[略]	
122	歯 科技工 士試験 合格証 明書交 付手数 料		[略]	
[略]				

歯科技工士国家試験手数料

(122) 歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料

(123)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
94	[略]			
94の2	汚染土 壌処理 業許可 申請手 数料	1件に つき	240,000円	
[略]				
121	歯 科技工 士国家 試験手 数料		[略]	
122	歯 科技工 士国家 試験合 格証明 書交付 手数料		[略]	
[略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 94 号の次に 1 号を加える改正規定及び別表第 2 の 94 の項の次に 94 の 2 の項を加える改正規定は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第39号

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

---

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第40号

##### 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

（設置）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

---

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第41号

##### 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

（設置）

第 1 条 介護職員の処遇の改善等により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく制度の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、介護保険法に基づく指定を受けた事業者の行う介護職員の賃金改善に要する経費を当該事業者に助成する事業及び施設開設準備経費助成特別対策事業並びにこれらの事業の円滑な運用を図るための事務に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第42号

## 宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

宮崎県安心子ども基金条例（平成21年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第43号

## 宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例

宮崎県環境保全基金条例（平成2年宮崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、宮崎県における環境の保全を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>	(設置) 第1条 宮崎県における環境の保全を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第44号

## 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分及び名称	位 置	区分及び名称	位 置
学校		学校	
中学校		中学校	
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]	県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]

高等学校 [略] 県立高鍋農業高等学校 県立高原高等学校  [略] [略] [略]	[略] <u>西諸県郡高原町大字広原4981番地</u> <u>地の2</u>	県立都城泉ヶ丘高等学校 校附属中学校 高等学校 [略] 県立高鍋農業高等学校  [略] [略] [略]	<u>都城市妻ヶ丘町27街区15号</u>  [略]
--	---	---	----------------------------------

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立高原高等学校に関する部分は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第45号

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例

(設置)

第1条 経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保を目的として、私立の高等学校の生徒の授業料減免措置に係る補助事業（以下「授業料減免事業」という。）及び宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）第2条に規定する育英資金の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在学する者に対する貸与事業（以下「奨学金事業」という。）に係る資金の拡充を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県高等学校等生徒修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する授業料減免事業及び奨学金事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事と教育委員会が協議して定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年6月30日限り、その効力を失う。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第46号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（手数料）

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。

(1)～(36) [略]

(37)・(38) [略]

(39)～(44) [略]

(45)～(59) [略]

(59)の2 道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査 認知機能検査手数料

(59)の3～(72) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)・(2) [略]

(3)～(12) [略]

3～5 [略]

別表第2（第3条関係）

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
36 銃砲 又は刀 剣類所 持許可 申請手 数料	銃刀法第4条第1項第1号 の規定による猟銃又は空気 銃の所持の許可を現に受け ている者	1件に つき	5,400円	銃刀法第4 条第1項第 1号の規定 に基づく許 可の申請を 行う者が同 時に他の回 項の規定に 基づく許可 の申請を行 う場合にお ける当該他 の回項の規 定に基づく 許可の申請

（手数料）

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。

(1)～(36) [略]

(36)の2 銃刀法第4条の3第1項の規定に基づく認知機能検査  
銃刀法に基づく認知機能検査手数料

(37)・(38) [略]

(38)の2 銃刀法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及  
び射撃の技能に関する講習 猟銃の操作及び射撃の技能に關  
する講習手数料

(39)～(44) [略]

(44)の2 銃刀法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格  
の認定の申請に対する審査 年少射撃資格認定申請手数料

(44)の3 銃刀法第9条の13第3項において準用する銃刀法第7  
条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え 年少射  
撃資格認定証書換え手数料

(44)の4 銃刀法第9条の13第3項において準用する銃刀法第7  
条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付 年少射  
撃資格認定証再交付手数料

(44)の5 銃刀法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格  
の認定のための講習 年少射撃資格講習手数料

(45)～(59) [略]

(59)の2 道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第  
2項の規定に基づく認知機能検査 道交法に基づく認知機能檢  
査手数料

(59)の3～(72) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 年少射撃資格認定証書換え手数料 書換えの時

(4) 年少射撃資格認定証再交付手数料 再交付の時

(5)～(14) [略]

3～5 [略]

別表第2（第3条関係）

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
36 銃砲 又は刀 剣類所 持許可 申請手 数料	銃刀法第4条第1項第1号 の規定による猟銃又は空気 銃の所持の許可を現に受け ている者で同号の規定に基 づく許可の申請を行うもの	1件に つき	6,800円	銃刀法第4 条第1項第 1号の規定 に基づく許 可の申請を 行う者が同 時に他の回 項の規定に 基づく許可 の申請を行 う場合にお ける当該他 の回項の規 定に基づく 許可の申請

				に係る手数料の額は、 <u>3,100円</u> とする。					に係る手数料の額は、 <u>4,300円</u> とする。		
	その他の者	同	<u>9,000円</u>	銃刀法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、 <u>5,300円</u> とする。		その他の者	同	<u>10,500円</u>	銃刀法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、 <u>6,700円</u> とする。		
					<u>36の2</u>		<u>1件につき</u>	<u>650円</u>			
					銃刀法に基づく認知機能検査手数料						
[略]					[略]						
38	猟銃技能検定手数料	1件につき	<u>21,000円</u>		38	猟銃技能検定手数料	1件につき	<u>22,000円</u>			
					<u>38の2</u>		<u>1件につき</u>	<u>12,300円</u>			
					猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料						
[略]					[略]						
42	猟銃又は空気銃所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴う場合	1件につき	<u>5,800円</u>	銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行	42	猟銃又は空気銃所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴う場合	1件につき	<u>7,200円</u>	銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行



				う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額は、 <u>3,500円</u> とする。					う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に銃刀法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額は、 <u>4,800円</u> とする。
新たな許可証の交付を伴わない場合	同	<u>5,400円</u>	銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更		新たな許可証の交付を伴わない場合	同	<u>6,800円</u>	銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額及び銃刀法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更	

				<p>新の申請を行う者が同時に銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額は、<u>3,100円</u>とする。</p>				<p>新の申請を行う者が同時に銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料の額は、<u>4,400円</u>とする。</p>	
43	射撃 教習資 格認定 申請手 数料	1 件に つき	<u>7,900円</u>		43	射撃 教習資 格認定 申請手 数料	1 件に つき	<u>8,900円</u>	
44	射撃 練習資 格認定 申請手 数料	1 件に つき	<u>7,900円</u>		44	射撃 練習資 格認定 申請手 数料	1 件に つき	<u>8,900円</u>	
					44の 2	年少射 撃資格 認定申 請手数 料	1 件に つき	<u>9,600円</u>	銃刀法第 9 条の 13 第 1 項の規定に基づく認定の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額は、 <u>5,900円</u> とする。
					44の 3	年少射 撃資格 認定証 書換え 手数料	1 件に つき	<u>1,800円</u>	
					44の 4	年少射	1 件に つき	<u>1,900円</u>	

						撃資格 認定証 再交付 手数料				
						44の5 年少射 撃資格 講習手 数料		1件に つき	9,700円	
[略]					[略]					
59の2 認知機 能検査 手数料	[略]				59の2 道交法 に基づ く認知 機能検 査手数 料	[略]				
[略]					[略]					
[略]					[略]					

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

